

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	マナビティーセンターの使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町マナビティーセンター条例 第5条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第52号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 2 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 2 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 社会教育担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他センターの管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	マナビティーセンター使用料の減免		
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町マナビティーセンター条例 第7条第3項		
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第52号		
標 準 処 理 期 間	総日数	2 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)	
	経由機関	日	
	協議機関	日	
	処分機関	2 日	
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 社会教育担当		
審 査 基 準 の 内 容	美幌町マナビティーセンター条例施行規則 (使用料の減免) 第4条 条例第7条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、マナビティーセンター使用料減免申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 2 使用料の減免の基準は、別表第1のとおりとする。		
	別表第1(第4条関係) 使用料の減免基準		
		対象となる要件	減額の割合又は免除の区分
	1	社会教育関係団体に所属する団体(会議使用に限る。)	9割減免
	2	マナビティーセンター登録認定サークル	
	3	トレーニングセンター登録認定サークル	
	4	その他町長が特に必要と認める団体	
	5	社会教育関係団体	免除
	6	青少年健全育成団体	
	7	青少年育成を目的とした団体	
8	その他町長が特に必要と認める団体		
備考 団体名、利用目的及び回数は別に定める。			
審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの			
備 考			

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	マナビティーセンター使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町マナビティーセンター条例 第8条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第52号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 2 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 2 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 社会教育担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない事由によって、使用不能となったとき。</p> <p>(2) 第11条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、町長が相当の事由があると認めたとき。</p> <p>第11条第3号の規定とは、「公益上又はセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。」をいう</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	町民会館使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町民会館条例 第5条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第36号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 文化振興担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 町長は、町民会館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他町民会館の管理上支障のあるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	町民会館使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町民会館条例 第7条第4項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第36号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 文化振興担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条</p> <p>4 町長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。</p> <p>【美幌町民会館条例施行規則】</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第7条第4項の規定により使用料の減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、美幌町民会館使用料減免申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料の減免基準は別表第1のとおりとする。ただし、条例第7条第2項に規定する使用料については、減免の対象としない。</p> <p>3 町長は、使用料の減免を決定したときは、美幌町民会館使用料減免決定通知書(様式第6号)を減免申請者に交付するものとする。</p> <p>4 第2項に規定するもののほか、町長が必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

別表第1(第5条関係)

減免基準

対象となる要件		減額の割合又は免除の区分
1	美幌町文化連盟、美幌町文化連盟加盟団体、美幌町体育協会及び美幌町体育協会加盟団体が使用する場合（1年につき1回のみ適用）	9割減免
2	9割減免の団体が1年の間で2回目以降に使用する場合	5割減免
3	美幌町が共催する事業で団体が使用する場合	
4	美幌町の文化振興のために使用する団体	
5	町内の高齢者（65歳以上）団体が使用する場合	
6	町内で開設されている老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場合	免除
7	町内で開設されている介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場合	
8	町内で開設されている障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設が入所者及び利用者のために使用する場合	
9	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその関係者で構成する町内の団体が利用する場合	
10	町内に設置されている社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく事務所及び社会福祉法人が使用する場合	
11	町内に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所の児童生徒が、自ら行う文化活動及び学校行事として使用する場合	
12	青少年健全育成団体、美幌町青少年育成協議会及び青少年育成を目的とした美幌町教育委員会が認める団体が、教育活動の一環として使用する場合	
13	美幌町自治会連合会及び美幌町内の単位自治会が自治会活動で使用する場合（飲食のみで使用する場合を除く）	

備考 上記の減免対象となる要件で規定している1年の期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	町民会館使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町民会館条例 第8条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第36号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 文化振興担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない理由によって、使用不能となったとき。</p> <p>(2) 第11条第3号により、使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、町長が相当の理由があると認めたとき。</p> <p>第11条3号については、次のとおり。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(3) 公益上又は町民会館の管理上やむを得ない理由が生じたとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	町民会館特別設備等の設置
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町民会館条例 第10条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第36号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数                                    3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>  經由機関                                日</p> <p>  協議機関                                日</p> <p>  処分機関                                3 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 文化振興担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(特別設備等の設置)</p> <p>第10条 使用者は、その使用に当たって、特別の設備を設け又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	